

福岡市保健福祉審議会高齢者保健福祉専門分科会 第5回条例委任検討部会 議事次第

日 時 平成 24 年 11 月 1 日(木)
10 : 00～

場 所 市役所 15 階 1505 会議室

I 開会

II 議事

- (1) パブリック・コメントの市民意見要旨と意見への対応について
- (2) 答申(案)について

III 閉会

**保健福祉審議会 高齢者保健福祉専門分科会
条例委任検討部会委員名簿**

氏 名	団体名等
泉 賢 祐	福岡県社会福祉士会
伊 藤 豪	福岡大学商学部商学科
加 藤 めぐみ	福岡市老人福祉施設協議会
鬼 崎 信 好	久留米大学文学部社会福祉学科
柴 口 里 則	県介護支援専門員協会
田 代 多恵子	福岡県看護協会
田 代 芳 樹	西日本新聞社論説委員会
中 野 千 恵	福岡県介護福祉士会
山 根 哲 男	福岡市介護保険事業者協議会

（敬称略・50音別）

福岡市保健福祉審議会高齢者保健福祉専門分科会 第5回条例委任検討部会資料

資料1 パブリック・コメントの市民意見要旨と意見への対応について

I	パブリック・コメントの結果概要	2
II	パブリック・コメントの市民意見要旨と意見への対応	2
III	福岡市独自基準（案）の追加修正	3

資料2 答申（案）について

I	答申（案）	6
---	-------	---

参考資料1 介護サービス事業等の基準等に関する福岡市独自基準についてのご意見募集

参考資料2 介護サービス事業等の基準に関する条例制定のスケジュール

パブリック・コメントの市民意見要旨と
意見への対応について

I パブリック・コメントの結果概要

(1) 意見募集期間

平成24年9月21日（金）～平成24年10月19日（金）

(2) 意見の提出状況

○意見の件数 3件

(3) 意見の提出手段

○ファクシミリ 2件

○電子メール 1件

(4) 意見集計結果

意見の分類（件数）	意見への対応			
	修正	原案どおり	その他	計
福岡市独自基準案	0	2	0	2
地域密着型サービスの人員・設備・運営等に関する基準	0	1	0	1
合計	0	3	0	3

II パブリック・コメントの市民意見要旨と意見への対応

番号	該当箇所	意見(要旨)	意見への対応と考え方
1	1 暴力団の排除	最初の項目である暴力団の排除を最後に移動させてはどうか。	【原案どおり】 ご意見ありがとうございます。 暴力団の排除については、申請者の基準及び運営に関する基準の該当部分に規定を設けてまいります。
2	5 浴室、トイレの構造	当介護老人保健施設は、トイレの有効開口幅が85～100cmまでであるが、介助の有無に関わらず車イス利用者のトイレの利用に支障はない。既設トイレの開口幅を改修することは容易ではないため、再考をお願いしたい。	【原案どおり】 ご意見ありがとうございます。 浴室、トイレの構造については、既存施設には新基準を適用しない旨の経過措置を設けてまいります。
3	地域密着型サービス	認知症対応型共同生活介護において、利用者から支払を受けることができる費用のうち、「食材料費」については、「食事の提供に要する費用」に変更すべきである。	【原案どおり】 ご意見ありがとうございます。 食事の提供に要する費用は、食材料費、調理にかかる人件費などがあります。認知症対応型共同生活介護において、利用者から支払いを受けることができる費用については、このうち食材料費であると示されています。従って「食事の提供に要する費用」への変更は困難であります。

Ⅲ 福岡市独自基準（案）の追加修正

（１）追加

6 トイレの設置

通所系サービス・小規模多機能型・
グループホーム・複合型サービス

☞ 通所系サービス等の設備基準に、トイレの設置を規定。

<現行法令>

規定なし（施設系サービス，短期入所，特定施設には規定あり。）

<基準設置の理由>

通所系サービス等についても，日常生活上必要であるため，トイレの設置について規定する。
なお，小規模多機能型及びグループホームについては，平成22年度から，複合型サービスについては，平成24年度から当該項目を公募要件に付して対応している。

なお，「6 トイレの設置」の追加により，「6」から「23」までを1つずつ繰り下げる。

（２）修正

《修正前》

7 汚物処理室の設置

特別養護老人ホーム
（介護老人福祉施設）

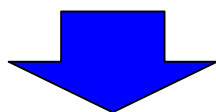
☞ 介護老人福祉施設の設備基準に，汚物処理室の設置を規定。

<現行法令>

規定なし（老人福祉法の特別養護老人ホームには規定あり。）

<基準設置の理由>

介護保険法の基準では設置の規定がなく，老人福祉法の基準との統一を図るため規定する。



《修正後》

8 汚物処理室の設置

施設系サービス・居住系サービス・
小規模多機能型・複合型サービス

☞ 施設系サービス，居住系サービスの設備基準に，汚物処理室の設置を規定。

<現行法令>

規定なし（介護老人保健施設，特別養護老人ホーム，養護老人ホーム，短期入所には規定あり。）

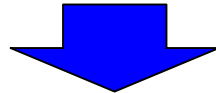
<基準設置の理由>

施設系サービス，居住系サービスについても，衛生管理上必要であるため，汚物処理室の設置について規定する。なお，小規模多機能型及びグループホームについては，平成22年度から，複合型サービスについては，平成24年度から当該項目を公募要件に付して対応している。

《修正前》

2 1 サービス提供記録等の保存期限	全般
☞ 保存期限を5年に延長。 ＜現行法令＞ 保存期限は完結してから2年。 ＜基準設置の理由＞ 介護報酬の返還には5年前までの書類の確認が必要なため、保存期限を5年に延長する。	

《修正後》



2 2 サービス提供記録等の保存期限	全般
☞ 保存期限を5年に延長。 ＜現行法令＞ 保存期限は完結してから2年。 ＜基準設置の理由＞ 介護報酬の返還には、5年前までの書類の確認が必要であり、また、苦情や事故の対応にも考慮して、保存期限を5年に延長する。	

答申（案）について

福岡市長 高島 宗一郎 様

福岡市保健福祉審議会
委員長 石 田 重 森

介護サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等について（答申）
（案）

平成 24 年 3 月 29 日付保推第 2112 号により諮問のあった標記の件について、本審議会高齢者保健福祉専門分科会において慎重に審議を重ねた結果、下記のとおり答申します。

福岡市においては、この答申を踏まえ、条例を制定されるとともに、各事業者への周知や円滑な施行に取り組まれますよう切に希望します。

記

1 審議会の結論

介護サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等については、厚生労働省令で定める基準に以下の項目に関する基準を加え、福岡市の基準とすることが妥当であると判断します。

- | | |
|-----------------------|----------------------------|
| (1) 暴力団の排除 | (2) 特別養護老人ホームの居室の定員 |
| (3) グループホームの居室の面積 | (4) 多床室におけるプライバシーの配慮 |
| (5) 浴室、トイレの構造 | (6) トイレの設置 |
| (7) バルコニーの設置 | (8) 汚物処理室の設置 |
| (9) 手すりの設置 | (10) サービスの開始時等における利用申込者の同意 |
| (11) サービス提供記録の利用者への提供 | (12) サービスの取扱方針（身体拘束廃止の姿勢等） |
| (13) サービスの取扱方針（記録等） | (14) 研修機会の確保（研修計画） |
| (15) 研修機会の確保（虐待防止研修等） | (16) 研修機会の確保（外部研修） |
| (17) 非常災害対策 | (18) 衛生管理等 |
| (19) 重要事項の掲示 | (20) 事故発生の防止の対応 |
| (21) 事故発生時の対応 | (22) サービス提供記録等の保存期限 |
| (23) 申請者の基準 | (24) 特別養護老人ホームの入所定員 |

2 判断の理由

本審議会では、介護サービス事業等の基準を条例等に定めるにあたり「基準の検討についての基本的な考え方※1」及び「介護サービス事業等を条例に定める際の基本方針※2」を定め、介護サービス事業者や市民、介護支援専門員協会等の職能団体などへの意見募集や、パブリック・コメントの結果等を踏まえ、審議を行いました。

その結果、厚生労働省令で定める基準に、市独自基準として24項目の内容を加え、福岡市の基準とすることが妥当であると判断しました。

3 追加基準の内容及び当該基準設置の理由

別紙のとおり

※1 基準の検討についての基本的な考え方

- ①介護報酬等の変更は行わない
- ②従うべき基準は、基本的に変更しない
(変更する場合は、介護報酬等にかかわらない軽微なもの、または、すでに福岡市が国基準を上回る内容で実施しているものとする。)
- ③参酌すべき基準を重点的に検討する

※2 介護サービス事業等を条例に定める際の基本方針

- ①厚生労働省が示している各基準省令ごとに条例を定める。
厚生労働省が示している現行の基準省令に基づき事業が行われており、従来からある各基準省令に沿って定めることで、円滑に条例に移行することができる。
- ②福岡市の実情を踏まえ、独自基準を定めることがより適切と判断した内容を除き、現在の国の基準を引き続き条例上の基準とする。
厚生労働省が示している現行の基準省令に従って適切な事業運営、サービス提供が行われており、福岡市が独自に定める内容を除き、従来どおりの各基準省令と同じ内容を定めることで、円滑な事業継続が図られる。
- ③福岡市の独自基準は、市民や事業者等の意見募集の内容等を参照しつつ、個別具体的に検討して定める。
利用者の利便性、事業者等の事業運営に与える影響、今までの基準に係る意見等を踏まえ、より適切で実情に合った独自の基準を定める。

追加基準の内容及び当該基準設置の理由

1 暴力団の排除	全般
☞ 役員、管理者その他従業者、取引先について暴力団を排除する旨の規定を追加。 ＜現行法令＞ 規定なし ＜基準設置の理由＞ 福岡市暴力団排除条例に基づき、暴力団を利用することとならないよう、事務事業の全般から暴力団を排除する措置を講じる必要があるため規定する。	
2 特別養護老人ホームの居室の定員	特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設)
☞ 居室の定員を緩和。 ＜現行法令＞ 1人、ただし必要な場合は2人とすることができる。(夫婦部屋への対応) ＜基準設置の理由＞ 居室の定員は「1人」とされているが、現に多床室に入居している利用者の負担増等から、施設の改築・改修にあたり多床室が必要な状況も想定されるため、例外として4人以下とすることができる内容を規定する。	
3 グループホームの居室の面積	グループホーム
☞ 一つの居室の床面積は、9.9㎡(約6畳)以上。 ＜現行法令＞ 一つの居室の床面積は7.43㎡(約4.5畳)以上とする。 ＜基準設置の理由＞ グループホームは住まいであり、使い慣れた家具等を持ち込むスペースを確保する必要があるため9.9㎡以上と規定する。 なお、平成21年度から当該面積基準を公募要件に付して対応している。	
4 多床室におけるプライバシーの配慮	施設系サービス・短期入所
☞ 間仕切りを設置する等、プライバシーに配慮した仕様とすること。 ＜現行法令＞ 規定なし ＜基準設置の理由＞ 間仕切り等の設置には、採光やスペースの課題もあるが、多床室であってもプライバシーへの配慮は必要であるため、努力規定を設ける。	

5 浴室、トイレの構造	施設系サービス
☞ 出入口の幅等を、介護者を考慮したものにする規定の追加。 ＜現行法令＞ 【浴室】・身体の不自由な者が入浴するのに適したものとする。 ・一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設ける。 【便所】・療養室のある階ごとに設ける。 ・ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとする。 ・常夜灯を設ける。 ＜基準設置の理由＞ 介護が必要な車いす利用の入所者が浴室、トイレを使用する際に、支障なく設備を利用できるようにするため、各出入口の有効開口幅を介護者を考慮した幅100cm（車いすがとおりやすい幅（90cm）に介護者を考慮したもの）を確保することを規定する。 なお、特別養護老人ホームについては、平成23年度から当該項目を公募要件に付して対応している。	

6 トイレの設置	通所系サービス・小規模多機能型・グループホーム・複合型サービス
☞ 通所系サービス等の設備基準に、トイレの設置を規定。 ＜現行法令＞ 規定なし（施設系サービス、短期入所、特定施設には規定あり。） ＜基準設置の理由＞ 通所系サービス等についても、日常生活上必要であるため、トイレの設置について規定する。 なお、小規模多機能型及びグループホームについては、平成22年度から、複合型サービスについては、平成24年度から当該項目を公募要件に付して対応している。	

7 バルコニーの設置	施設系サービス
☞ 2階以上の建物の場合は、バルコニーを設置。 なお、バルコニーは、車いすが通行可能な幅とする。 ＜現行法令＞ 規定なし ＜基準設置の理由＞ バルコニーは、非常災害時に一時避難場所や避難経路となり、安全性確保の観点から必要であるため規定する。 バルコニーの幅は、車いすが通行可能な90cmとする。また、バルコニーは建物の周囲全てが望ましいが、最低、各居室からバルコニーを通り、災害発生箇所をう回する避難経路を確保する。 なお、特別養護老人ホームについては、平成22年度から当該項目を公募要件に付して対応している。	

8 汚物処理室の設置	施設系サービス・居住系サービス・小規模多機能型・複合型サービス
☞ 施設系サービス、居住系サービスの設備基準に、汚物処理室の設置を規定。 ＜現行法令＞ 規定なし（介護老人保健施設、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、短期入所には規定あり。） ＜基準設置の理由＞ 施設系サービス、居住系サービスについても、衛生管理上必要であるため、汚物処理室の設置について規定する。なお、小規模多機能型及びグループホームについては、平成22年度から、複合型サービスについては、平成24年度から当該項目を公募要件に付して対応している。	

9 手すりの設置	全般 （訪問系サービス・福祉用具サービス・ 居宅介護支援を除く）
☞ 必要な箇所に手すりを設置。 ＜現行法令＞ 規定なし（老人福祉法の特別養護老人ホームには規定あり。） ＜基準設置の理由＞ 施設・居住系サービス等においても、安全性確保の観点から必要な箇所に手すりを設置することを規定する。	

10 サービスの開始時等における利用申込者の同意	全般 （軽費老人ホーム・特定施設・ 養護老人ホームを除く）
☞ 文書により同意を得ることを義務化。 ＜現行法令＞ 規定なし（軽費老人ホーム、特定施設には規定あり。） ＜基準設置の理由＞ 口頭での同意であっても契約は成立するため、現行では書面による同意までは求められていないが、軽費老人ホーム等を除くサービスにおいても、利用者と事業者の双方を保護する観点から必要であるため、軽費老人ホーム等にあわせて規定する。	

11 サービス提供記録の利用者への提供	施設系サービス・居住系サービス・ 養護老人ホーム・軽費老人ホーム・ 居宅介護支援
☞ 利用者からサービスに関する記録の提出の申し出があった場合は、その情報を提供する規定を追加。 ＜現行法令＞ 規定なし（在宅・通所系サービスには規定あり） ＜基準設置の理由＞ 施設・居住系サービス等においても、利用者からサービス提供に関する記録の提出の申し出があった場合は、文書の交付その他適切な方法により、その情報を提供することは必要であるため、在宅・通所系サービスにあわせて規定する。	

12 サービスの取扱方針①	施設系サービス・短期入所・ 居住系サービス・小規模多機能型・ 養護老人ホーム・軽費老人ホーム・ 複合型サービス
☞ 身体拘束廃止等への取り組み姿勢や、やむを得ず実施する際の手続きを追加。 ＜現行法令＞ 利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 ＜基準設置の理由＞ 身体拘束廃止への取り組み姿勢を明示して廃止に取り組むことは、高齢者の尊厳、生活の質の維持・向上のため不可欠である。また、やむを得ず実施する際の手続きを明記することで、手続きの遵守が一層図られるため規定する。	

1 3 サービスの取扱方針②

施設系サービス・短期入所・
居住系サービス・小規模多機能型・
養護老人ホーム・軽費老人ホーム・
複合型サービス

☞ 身体拘束記録に記録すべき事項に「身体拘束に至る具体的経緯や状態」「解除予定日」「解除に向けた具体的取り組み」等を追加。

<現行法令>

身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

<基準設置の理由>

国の解釈通知「身体拘束ゼロ作戦の推進について」に基づき、施設全体で「身体拘束廃止委員会」等により現状でも検討・記録されているが、身体拘束廃止の推進をさらに進めていくため規定する。

1 4 研修機会の確保①

全般

☞ 具体的な研修計画の策定。

<現行法令>

従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

<基準設置の理由>

従業者の資質の向上を図り、より適切な利用者処遇を行うためには、具体的な研修計画を策定し、各種研修を計画的に実施することが重要なため規定する。

1 5 研修機会の確保②

全般

☞ 利用者の人権擁護、虐待防止等のため、従業者への研修の実施等の措置を講じる規定を追加。

<現行法令>

従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

【高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第20条】

養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

<基準設置の理由>

高齢者虐待防止の一層の徹底を図るため規定する。

1 6 研修機会の確保③

全般

☞ 研修の機会の中に外部研修を追加。

<現行法令>

従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

<基準設置の理由>

従業者の資質の向上を図るためにも、外部研修は有効なものと考えられるため規定する。

17 非常災害対策

施設系サービス・居住系サービス・
養護老人ホーム・軽費老人ホーム・
短期入所

☞ 想定される非常災害の程度、規模別に具体的な計画の策定を追加。

<現行法令>

非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

<基準設置の理由>

非常災害に関する具体的な計画については、施設系サービス等では、多くの要介護者・要援護者等が入所しており、非常時災害対策をさらに推進する必要があるため、立地条件等を個別に検討し、予想される災害の種別（例：地震、風水害、土砂災害）に応じて個別に作成することを規定する。また、他のサービスについては、個別の作成の努力規定を設ける。

18 衛生管理等

特定施設・短期入所

☞ 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会の開催、指針の作成や研修の実施などを規定。

<現行法令>

規定なし（特別養護老人ホームや介護老人保健施設には規定あり。）

<基準設置の理由>

特定施設・短期入所においても、感染症や食中毒が一定程度集団発生しており、特別養護老人ホーム等と同水準の衛生管理の徹底を図る必要があるため規定する。

19 重要事項の掲示

全般

☞ 「閲覧」を追加。

<現行法令>

介護サービス事業者等は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

<基準設置の理由>

在宅系サービス等は小規模事業所が多く、掲示場所に苦慮している実態がある。また、掲示はしているものの文字が小さく掲示の目的を達成していない場合もあるため、閲覧による方法も可能として規定する。

20 事故発生の防止の対応

特定施設・短期入所

☞ 事故発生防止のための委員会の開催や指針の作成、研修の実施などを規定。

<現行法令>

規定なし（特別養護老人ホームや介護老人保健施設には規定あり。）

<基準設置の理由>

特定施設・短期入所においても、事故が一定程度発生しており、特別養護老人ホーム等と同水準の事故防止の徹底を図る必要があるため規定する。

2 1 事故発生時の対応	全般 (施設系サービス・養護老人ホーム・ 軽費老人ホーム・居宅介護支援を除く)
☞ 事業者の市町村等への連絡に「速やかに」を追加。 ＜現行法令＞ 規定なし（施設系サービス等には規定あり。） ＜基準設置の理由＞ 在宅系サービス等においても、事故発生時の対応では速やかな対応が必要なため、施設系サービス等とあわせて規定する。	

2 2 サービス提供記録等の保存期限	全般
☞ 保存期限を5年に延長。 ＜現行法令＞ 保存期限は完結してから2年。 ＜基準設置の理由＞ 介護報酬の返還には、5年前までの書類の確認が必要であり、また、苦情や事故の対応にも考慮して、保存期限を5年に延長する。	

2 3 申請者の基準	居宅系サービス・地域密着型サービス
☞ 申請者の法人格を規定。 ＜現行法令＞ 市長が条例で定めるもの。 ＜基準設置の理由＞ 改正前の介護保険法で規定されていた基準（法人であること）を変更する特段の事由はないことから、この基準を福岡市の基準とする。	

2 4 特別養護老人ホームの入所定員	特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設)
☞ 地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設の入所定員を規定。 ＜現行法令＞ ①地域密着型介護老人福祉施設の入所定員を、29人以下であって、指定権者の条例で定める数。 ②介護老人福祉施設の入所定員を、30人以上であって、指定権者の条例で定める数。 ＜基準設置の理由＞ 改正前の介護保険法で規定されていた基準（①地域密着型介護老人福祉施設の入所定員は29人以下。②介護老人福祉施設の入所定員は30人以上。）を変更する特段の事由はないことから、この基準を福岡市の基準とする。	

介護サービス事業等の基準等に関する 福岡市独自基準についてのご意見募集

地域主権改革により、これまで国で定めていた介護サービス事業等についての基準等を、福岡市の条例で定めることになりました。

本条例の制定にあたり、福岡市独自基準について、パブリック・コメント手続を実施して、市民の皆様の意見を募集します。

意見の募集（パブリック・コメント手続）について

1 意見募集期間

平成24年9月21日（金）から平成24年10月19日（金）まで（必着）

2 配布資料

- 資料1 介護サービス事業等の基準等に係る福岡市条例制定について
- 資料2 条例等で福岡市独自基準を規定するものの案（以下「福岡市独自基準案」という。）
- 参考資料 ①福岡市独自基準案において対象となるサービス
②介護サービス事業等の基準について要綱等の運用で検討するもの
③用語解説
- ご意見提出用紙

3 閲覧資料（ホームページ及び4の閲覧場所で閲覧できます。）

現在、国が定めている介護サービス事業等についての基準等

- （1） 厚生労働省令
- （2） 厚生労働省令を整理した表

4 資料の閲覧・配布場所

資料は本市ホームページに掲載するほか、以下の場所でも閲覧・配布します。

情報公開室（市役所2階）、情報プラザ（市役所1階）、各区役所情報コーナー、
各区役所福祉・介護保険課、入部出張所、西部出張所

5 意見の提出方法

提出方法	提出先	提出様式
■郵送	〒810-8620（住所不要） 〔福岡市保健福祉局 高齢者施設支援課〕 〔指定更新係 市民意見募集担当 宛〕	○提出様式は自由です。 （参考に「ご意見提出用紙」を添付しています。） ○必ず氏名と住所を明記してください。 ○電話や口頭によるご意見の受付はいたしません。
■FAX	092-726-3328	
■Eメール	shiteikoushin@city.fukuoka.lg.jp	
■持参	情報公開室（市役所2階）、 情報プラザ（市役所1階）、 各区役所情報コーナー、福祉・介護保険課、 入部出張所、西部出張所	

市民説明会について

下記のとおり，市民説明会を行います。（各回同じ内容です。）

【日時】平成24年10月2日（火），4日（木） 各日15時～16時

【場所】ふくふくプラザ1階 ふくふくホール （中央区荒戸3-3-39）

【定員】240名

【申込】電話で事前にお申し込みください。

【問合せ先】 福岡市保健福祉局 高齢者・障がい者部
高齢者施設支援課 指定更新係
TEL：092-711-4257 FAX：092-726-3328
市民意見募集担当：松永，三原，下川

1 条例制定の背景

介護サービス事業等の人員・設備・運営基準等は、これまで介護保険法等に基づき、厚生労働省令で基準が定められ、当該省令が、全国一律の基準として適用されていた。

国の進める地域主権改革により、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（いわゆる第1次一括法及び第2次一括法）」及び「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が施行され、介護保険法・老人福祉法・社会福祉法が改正された。これにより、介護サービス事業等の人員・設備・運営基準等について、地方自治体の条例に定めることになった。

2 厚生労働省令で示された基準の分類

厚生労働省令では、介護サービス事業等の人員・設備・運営の基準等について、新たに「従うべき基準」「標準」「参酌すべき基準」の3類型が示され、地方自治体は、この分類に従い、具体的な基準を条例で定めることになった。

区 分	「従うべき基準」	「標準」	「参酌すべき基準」
法的効果	法令に必ず適合しなければならない基準 (条例の内容を直接拘束する)	通常よるべき基準	法令を十分参酌しなければならない基準

3 新たに福岡市条例で定めることとなる基準

区分	サービスの種類	新たに条例で定める基準(厚生労働省令)
施設サービス	特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設)	・特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 ・指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準
	介護老人保健施設	・介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準
	介護療養型医療施設	・指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準
	養護老人ホーム	・養護老人ホームの設備及び運営に関する基準
	軽費老人ホーム	・軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準
居宅サービス	訪問介護(ホームヘルプサービス) 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 通所介護(デイサービス) 通所リハビリテーション(デイケア) 短期入所生活介護(ショートステイ) 短期入所療養介護(ショートステイ) 特定施設入居者生活介護 福祉用具貸与 特定福祉用具販売	・指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 ・指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 認知症対応型通所介護 (認知症対応型デイサービス) 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 (グループホーム) 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 複合型サービス	・指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 ・指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
居宅介護支援 介護予防支援 ※	居宅介護支援 介護予防支援	・指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準 ・指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

※ 居宅介護支援、介護予防支援の基準の条例委任については、今後国会で審議予定

4 介護サービス事業等の基準を条例に定める際の基本方針等について

(1) 基準の検討についての基本的な考え方

- | |
|--|
| ① 介護報酬等の変更は行わない |
| ② 従うべき基準は、基本的に変更しない
(変更する場合は、介護報酬等にかかわらない軽微なもの、または、すでに福岡市が国基準を上回る内容で実施しているものとする。) |
| ③ 参酌すべき基準を重点的に検討する |

(2) 基準を条例に定める際の基本方針

①厚生労働省が示している各基準省令ごとに条例を定める。

厚生労働省が示している現行の基準省令に基づき事業が行われており、従来からある各基準省令に沿って定めることで、円滑に条例に移行することができる。

②福岡市の実情を踏まえ、独自基準を定めることがより適切と判断した内容を除き、現在の国の基準を引き続き条例上の基準とする。

厚生労働省が示している現行の基準省令に従って適切な事業運営、サービス提供が行われており、福岡市が独自に定める内容を除き、従来どおりの各基準省令と同じ内容を定めることで、円滑な事業継続が図られる。

③福岡市の独自基準は、市民や事業者等の意見募集の内容等を参照しつつ、個別具体的に検討して定める。

利用者の利便性、事業者等の事業運営に与える影響、今までの基準に係る意見等を踏まえ、より適切で実情に合った独自の基準を定める。

〔現在の国基準の主な内容（例 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設））〕

主な項目			主な内容
基本方針			サービスの基本方針
人員基準	従業者の数	生活相談員	1人以上(入所者100人に対して1人以上)
		介護・看護職員	入所者3人に対して1人以上
		介護支援専門員	1人以上(入所者100人に対して1人以上)
		その他	医師、看護職員の配置等
設備基準	居室		定員1人(夫婦部屋は2人)、一人当たり床面積10.65㎡以上
	廊下幅		1.8m以上、中廊下は2.7m以上
	火災その他非常災害対策		必要な設備
	その他		食堂、機能訓練室、洗面設備、便所、浴室等
運営基準	内容及び手続きの説明		あらかじめサービスの内容を説明し、同意を得て、提供を開始
	サービスの取扱方針		サービス計画に基づき提供、身体拘束の禁止等
	勤務体制の確保等		従業者の勤務体制の確保、研修の機会の確保等
	非常災害対策		非常災害に関する具体的計画の作成、避難訓練の実施等
	衛生管理		感染症及び食中毒まん延防止の措置等
	事故発生防止		事故の発生又はその再発を防止するため必要な措置等
	記録の整備		サービス提供に関する記録を、完結の日から2年間保存等
	その他		定員の遵守、掲示、秘密保持、広告、苦情処理、地域との連携等

5 条例制定についての検討状況

条例制定に当たり、福岡市保健福祉審議会に、介護サービス事業等の基準等について、平成24年3月29日に諮問し、下記のとおり検討を進めた。

回 数	開催日	検討内容
(第1回)介護サービス事業等の基準等に係る条例の制定に関する意見募集	平成24年3月7日～平成24年5月1日	(1)事業者、関係団体等を対象に、厚生労働省令をホームページに掲示して意見募集を実施
高齢者保健福祉専門分科会	平成24年3月29日	(1)保健福祉審議会への諮問について (2)条例委任検討部会の設置 (3)条例委任検討部会委員の指名
第1回条例委任検討部会	平成24年3月29日	(1)部会長・副部会長の互選 (2)第1回意見募集の開始について
第2回条例委任検討部会	平成24年5月21日	(1)第1回意見募集の結果について (2)福岡市独自基準案の検討について (3)第2回意見募集の開始について
(第2回)介護サービス事業等の基準等に係る条例の制定に関する意見募集	平成24年5月22日～平成24年6月15日	(1)市民、事業者、関係団体等を対象に、厚生労働省令をわかりやすく整理した表及び検討項目案等をホームページに掲示するとともに、事業者集団指導の際に配付して、意見募集を実施
第3回条例委任検討部会	平成24年7月9日	(1)第2回意見募集の結果について (2)介護サービス事業等の基準についての福岡市の考え方 (3)福岡市独自基準についての検討項目及びその対応の方向性について
第4回条例委任検討部会	平成24年7月17日	(1)専門分科会への報告について (2)中間報告(案)～パブリック・コメント素案～について
高齢者保健福祉専門分科会	平成24年8月7日	(1)中間報告(案)～パブリック・コメント素案～について

6 上記5において検討した結果

・条例等で福岡市独自基準を規定するもの

・(参考)要綱等の運用で検討するもの

23項目



福岡市独自基準案（資料2）として、「パブリック・コメント」を行う。

10項目（参考資料②のとおり）

1 暴力団の排除

全般

☞ 役員、管理者その他従業者、取引先について暴力団を排除する旨の規定を追加。

＜現行法令＞

規定なし

＜基準設置の理由＞

福岡市暴力団排除条例に基づき、暴力団を利用することとならないよう、事務事業の全般から暴力団を排除する措置を講じる必要があるため。

2 特別養護老人ホームの居室の定員
（参酌すべき基準）特別養護老人ホーム
（介護老人福祉施設）

☞ 居室の定員を緩和。

＜現行法令＞

1人、ただし必要な場合は2人とすることができる。（夫婦部屋への対応）

＜基準設置の理由＞

居室の定員は「1人」とされているが、現に多床室に入居している利用者の負担増等から、施設の改築・改修にあたり多床室が必要な状況も想定されるため、例外として4人以下とすることができる内容を規定する。

3 グループホームの居室の面積
（従うべき基準）

グループホーム

☞ 一つの居室の床面積は、9.9㎡（約6畳）以上。

＜現行法令＞

一つの居室の床面積は7.43㎡（約4.5畳）以上とする。

＜基準設置の理由＞

グループホームは住まいであり、使い慣れた家具等を持ち込むスペースを確保するため9.9㎡以上と規定する。

なお、平成21年度から当該面積基準を公募要件に付して対応している。

4 多床室におけるプライバシーの配慮

施設系サービス・短期入所

☞ 間仕切りを設置する等、プライバシーに配慮した仕様とすること。

＜現行法令＞

規定なし

＜基準設置の理由＞

間仕切り等の設置には、採光やスペースの課題もあるが、多床室であってもプライバシーへの配慮は必要であるため、努力規定を設ける。

5 浴室、トイレの構造（参酌すべき基準）	施設系サービス
☞ 出入口の幅等を、介護者を考慮したものにする規定の追加。 ＜現行法令＞ 【浴室】・身体の不自由な者が入浴するのに適したものとする。 ・一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設ける。 【便所】・療養室のある階ごとに設ける。 ・ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとする。 ・常夜灯を設ける。 ＜基準設置の理由＞ 介護が必要な車いす利用の入所者が浴室、トイレを使用する際に、支障なく設備を利用できるようにするため、各出入口の有効開口幅を介護者を考慮した幅100cm（車いすがとおりやすい幅（90cm）に介護者を考慮したもの）を確保することを規定する。 なお、特別養護老人ホームについては、平成23年度から当該項目を公募要件に付して対応している。	

6 バルコニーの設置	施設系サービス
☞ 2階以上の建物の場合は、バルコニーを設置。 なお、バルコニーは、車いすが通行可能な幅とする。 ＜現行法令＞ 規定なし ＜基準設置の理由＞ バルコニーは、非常災害時に一時避難場所や避難経路となり、安全性確保の観点から必要であるため規定する。 バルコニーの幅は、車いすが通行可能な90cmとする。また、バルコニーは建物の周囲全てが望ましいが、最低、各居室からバルコニーを通り、災害発生箇所をう回する避難経路を確保する。 なお、特別養護老人ホームについては、平成22年度から当該項目を公募要件に付して対応している。	

7 汚物処理室の設置	特別養護老人ホーム （介護老人福祉施設）
☞ 介護老人福祉施設の設備基準に、汚物処理室の設置を規定。 ＜現行法令＞ 規定なし（老人福祉法の特別養護老人ホームには規定あり。） ＜基準設置の理由＞ 介護保険法の基準では設置の規定がなく、老人福祉法の基準との統一を図るため規定する。	

8 手すりの設置	全般 （訪問系サービス・福祉用具サービス・ 居宅介護支援を除く）
☞ 必要な箇所に手すりを設置。 ＜現行法令＞ 規定なし（老人福祉法の特別養護老人ホームには規定あり。） ＜基準設置の理由＞ 施設・居住系サービス等においても、安全性確保の観点から必要な箇所に手すりを設置することを規定する。	

9 サービスの開始時等における利用申込者の同意

全般
(軽費老人ホーム・特定施設・
養護老人ホームを除く)

☞ 文書により同意を得ることを義務化。

<現行法令>

規定なし（軽費老人ホーム、特定施設には規定あり。）

<基準設置の理由>

口頭での同意であっても契約は成立するため、現行では書面による同意までは求められていないが、軽費老人ホーム等を除くサービスにおいても、利用者と事業者の双方を保護する観点から必要であるため、軽費老人ホーム等にあわせて規定する。

10 サービス提供記録の利用者への提供

施設系サービス・居住系サービス・
養護老人ホーム・軽費老人ホーム・
居宅介護支援

☞ 利用者からサービスに関する記録の提出の申し出があった場合は、その情報を提供する規定を追加。

<現行法令>

規定なし（在宅・通所系サービスには規定あり）

<基準設置の理由>

施設・居住系サービス等においても、利用者からサービス提供に関する記録の提出の申し出があった場合は、文書の交付その他適切な方法により、その情報を提供することは必要であるため、在宅・通所系サービスにあわせて規定する。

11 サービスの取扱方針①（従うべき基準）

施設系サービス・短期入所・
居住系サービス・小規模多機能型・
養護老人ホーム・軽費老人ホーム・
複合型サービス

☞ 身体拘束廃止等への取り組み姿勢や、やむを得ず実施する際の手続きを追加。

<現行法令>

利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

<基準設置の理由>

身体拘束廃止への取り組み姿勢を明示して廃止に取り組むことは、高齢者の尊厳、生活の質の維持・向上のため不可欠である。また、やむを得ず実施する際の手続きを明記することで、手続きの遵守が一層図られるため規定する。

12 サービスの取扱方針②（従うべき基準）

施設系サービス・短期入所・
居住系サービス・小規模多機能型・
養護老人ホーム・軽費老人ホーム・
複合型サービス

☞ 身体拘束記録に記録すべき事項に「身体拘束に至る具体的経緯や状態」「解除予定日」「解除に向けた具体的取り組み」等を追加。

<現行法令>

身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

<基準設置の理由>

国の解釈通知「身体拘束ゼロ作戦の推進について」に基づき、施設全体で「身体拘束廃止委員会」等により現状でも検討・記録されているが、身体拘束廃止の推進をさらに進めていくため規定する。

1 3 研修機会の確保①（参酌すべき基準）

全般

☞ 具体的な研修計画の策定。

<現行法令>

従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

<基準設置の理由>

従業者の資質の向上を図り、より適切な利用者処遇を行うためには、具体的な研修計画を策定し、各種研修を計画的に実施することが重要なため規定する。

1 4 研修機会の確保②（参酌すべき基準）

全般

☞ 利用者の人権擁護、虐待防止等のため、従業者への研修の実施等の措置を講じる規定を追加。

<現行法令>

従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

【高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第20条】

養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

<基準設置の理由>

高齢者虐待防止の一層の徹底を図るため規定する。

1 5 研修機会の確保③（参酌すべき基準）

全般

☞ 研修の機会の中に外部研修を追加。

<現行法令>

従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

<基準設置の理由>

従業者の資質の向上を図るためにも、外部研修は有効なものと考えられるため規定する。

1 6 非常災害対策（参酌すべき基準）

施設系サービス・居住系サービス・
養護老人ホーム・軽費老人ホーム・
短期入所

☞ 想定される非常災害の程度、規模別に具体的な計画の策定を追加。

<現行法令>

非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

<基準設置の理由>

非常災害に関する具体的な計画については、施設系サービス等では、多くの要介護者・要援護者等が入所しており、非常時災害対策をさらに推進する必要があるため、立地条件等を個別に検討し、予想される災害の種別（例：地震、風水害、土砂災害）に応じて個別に作成することを規定する。また、他のサービスについては、個別の作成の努力規定を設ける。

17 衛生管理等

特定施設・短期入所

☞ 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会の開催、指針の作成や研修の実施などを規定。

<現行法令>

規定なし（特別養護老人ホームや介護老人保健施設には規定あり。）

<基準設置の理由>

特定施設・短期入所においても、感染症や食中毒が一定程度集団発生しており、特別養護老人ホーム等と同水準の衛生管理の徹底を図る必要があるため規定する。

18 重要事項の掲示（参酌すべき基準）

全般

☞ 「閲覧」を追加。

<現行法令>

介護サービス事業者等は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

<基準設置の理由>

在宅系サービス等は小規模事業所が多く、掲示場所に苦慮している実態がある。また、掲示はしているものの文字が小さく掲示の目的を達成していない場合もあるため、閲覧による方法も可能として規定する。

19 事故発生の防止の対応

特定施設・短期入所

☞ 事故発生防止のための委員会の開催や指針の作成、研修の実施などを規定。

<現行法令>

規定なし（特別養護老人ホームや介護老人保健施設には規定あり。）

<基準設置の理由>

特定施設・短期入所においても、事故が一定程度発生しており、特別養護老人ホーム等と同水準の事故防止の徹底を図る必要があるため規定する。

20 事故発生時の対応

全般
（施設系サービス・養護老人ホーム・
軽費老人ホーム・居宅介護支援を除く）

☞ 事業者の市町村等への連絡に「速やかに」を追加。

<現行法令>

規定なし（施設系サービス等には規定あり。）

<基準設置の理由>

在宅系サービス等においても、事故発生時の対応では速やかな対応が必要なため、施設系サービス等とあわせて規定する。

2 1 サービス提供記録等の保存期限 (参酌すべき基準)	全般
☞ 保存期限を5年に延長。 ＜現行法令＞ 保存期限は完結してから2年。 ＜基準設置の理由＞ 介護報酬の返還には5年前までの書類の確認が必要なため、保存期限を5年に延長する。	

2 2 申請者の基準	居宅系サービス・地域密着型サービス
☞ 申請者の法人格を規定。 ＜現行法令＞ 市長が条例で定めるもの。 ＜基準設置の理由＞ 改正前の介護保険法で規定されていた基準（法人であること）を変更する特段の事由はないことから、この基準を福岡市の基準とする。	

2 3 特別養護老人ホームの入所定員	特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設)
☞ 地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設の入所定員を規定。 ＜現行法令＞ ①地域密着型介護老人福祉施設の入所定員を、29人以下であって、指定権者の条例で定める数。 ②介護老人福祉施設の入所定員を、30人以上であって、指定権者の条例で定める数。 ＜基準設置の理由＞ 改正前の介護保険法で規定されていた基準（①地域密着型介護老人福祉施設の入所定員は29人以下。②介護老人福祉施設の入所定員は30人以上。）を変更する特段の事由はないことから、この基準を福岡市の基準とする。	

福岡市独自基準案において対象となるサービス

参考資料①

項目		対象サービス
1	暴力団の排除	特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設），介護老人保健施設，介護療養型医療施設，養護老人ホーム，軽費老人ホーム，訪問介護（ホームヘルプサービス），訪問入浴介護，訪問看護，訪問リハビリテーション，居宅療養管理指導，通所介護（デイサービス），通所リハビリテーション（デイケア），短期入所生活介護（ショートステイ），短期入所療養介護（ショートステイ），特定施設入居者生活介護，福祉用具貸与，特定福祉用具販売，定期巡回・随時対応型訪問介護看護，夜間対応型訪問介護，認知症対応型通所介護（認知症対応型デイサービス），小規模多機能型居宅介護，認知症対応型共同生活介護（グループホーム），地域密着型特定施設入居者生活介護，地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護，複合型サービス，居宅介護支援，介護予防支援 ※以下，全般とする。
2	特別養護老人ホームの居室の定員	特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設），地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
3	グループホームの居室の面積	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
4	多床室におけるプライバシーの配慮	特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設），介護老人保健施設，介護療養型医療施設，短期入所生活介護（ショートステイ），短期入所療養介護（ショートステイ），地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
5	浴室，トイレの構造	特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設），介護老人保健施設，介護療養型医療施設，地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

項目		対象サービス
6	バルコニーの設置	特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設），介護老人保健施設，介護療養型医療施設，地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
7	汚物処理室の設置	特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設），地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
8	手すりの設置	特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設），介護老人保健施設，介護療養型医療施設，養護老人ホーム，軽費老人ホーム，通所介護（デイサービス），通所リハビリテーション（デイケア），短期入所生活介護（ショートステイ），短期入所療養介護（ショートステイ），特定施設入居者生活介護，認知症対応型通所介護（認知症対応型デイサービス），小規模多機能型居宅介護，認知症対応型共同生活介護（グループホーム），地域密着型特定施設入居者生活介護，地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護，複合型サービス
9	サービスの開始時における利用申込者の同意	特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設），介護老人保健施設，介護療養型医療施設，訪問介護（ホームヘルプサービス），訪問入浴介護，訪問看護，訪問リハビリテーション，居宅療養管理指導，通所介護（デイサービス），通所リハビリテーション（デイケア），短期入所生活介護（ショートステイ），短期入所療養介護（ショートステイ），福祉用具貸与，特定福祉用具販売，定期巡回・随時対応型訪問介護看護，夜間対応型訪問介護，認知症対応型通所介護（認知症対応型デイサービス），小規模多機能型居宅介護，認知症対応型共同生活介護（グループホーム），地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護，複合型サービス，居宅介護支援，介護予防支援
10	サービス提供記録の利用者への提供	特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設），介護老人保健施設，介護療養型医療施設，養護老人ホーム，軽費老人ホーム，特定施設入居者生活介護，認知症対応型共同生活介護（グループホーム），地域密着型特定施設入居者生活介護，地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護，居宅介護支援，介護予防支援

項目		対象サービス
11	サービスの取扱方針① (身体拘束廃止等に向けた取り組み)	特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設), 介護老人保健施設, 介護療養型医療施設, 養護老人ホーム, 軽費老人ホーム, 短期入所生活介護(ショートステイ), 短期入所療養介護(ショートステイ), 特定施設入居者生活介護, 小規模多機能型居宅介護, 認知症対応型共同生活介護(グループホーム), 地域密着型特定施設入居者生活介護, 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護, 複合型サービス
12	サービスの取扱方針② (身体拘束記録)	
13	研修機会の確保① (具体的な研修計画の策定)	全般
14	研修機会の確保② (虐待防止等の研修)	
15	研修機会の確保③ (外部研修)	
16	非常災害対策	特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設), 介護老人保健施設, 介護療養型医療施設, 養護老人ホーム, 軽費老人ホーム, 短期入所生活介護(ショートステイ), 短期入所療養介護(ショートステイ), 特定施設入居者生活介護, 認知症対応型共同生活介護(グループホーム), 地域密着型特定施設入居者生活介護, 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
17	衛生管理等	短期入所生活介護(ショートステイ), 短期入所療養介護(ショートステイ), 特定施設入居者生活介護, 地域密着型特定施設入居者生活介護
18	重要事項の揭示	全般

項目		対象サービス
19	事故発生の防止の対応	短期入所生活介護（ショートステイ），短期入所療養介護（ショートステイ），特定施設入居者生活介護，地域密着型特定施設入居者生活介護
20	事故発生時の対応	訪問介護（ホームヘルプサービス），訪問入浴介護，訪問看護，訪問リハビリテーション，居宅療養管理指導，通所介護（デイサービス），通所リハビリテーション（デイケア），短期入所生活介護（ショートステイ），短期入所療養介護（ショートステイ），特定施設入居者生活介護，福祉用具貸与，特定福祉用具販売，定期巡回・随時対応型訪問介護看護，夜間対応型訪問介護，認知症対応型通所介護（認知症対応型デイサービス），小規模多機能型居宅介護，認知症対応型共同生活介護（グループホーム），地域密着型特定施設入居者生活介護，複合型サービス
21	サービス提供記録等の保存期限	全般
22	申請者の基準	訪問介護（ホームヘルプサービス），訪問入浴介護，訪問看護，訪問リハビリテーション，居宅療養管理指導，通所介護（デイサービス），通所リハビリテーション（デイケア），短期入所生活介護（ショートステイ），短期入所療養介護（ショートステイ），特定施設入居者生活介護，福祉用具貸与，特定福祉用具販売，定期巡回・随時対応型訪問介護看護，夜間対応型訪問介護，認知症対応型通所介護（認知症対応型デイサービス），小規模多機能型居宅介護，認知症対応型共同生活介護（グループホーム），地域密着型特定施設入居者生活介護，地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護，複合型サービス
23	特別養護老人ホームの入所定員	特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設），地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

介護サービス事業等の基準について要綱等の運用で検討するもの

参考資料②

以下の10項目については、要綱等の運用の中で検討していくものです。

No.	サービス種別	厚生労働省令で示された基準の分類	検討項目	現行法令（内容要約）	検討の方向性及び理由
1	全般	従うべき基準	（生活相談員の資格要件） 生活相談員の資格要件の明確化を検討。 （意見）生活相談員の要件緩和 ・介護福祉士等の資格で実務経験数年以上の者にも資格を与える。 ・生活相談員は介護の業務も兼務することが多く、介護福祉士は利用者との接し方や技術が備わっている。 ・介護福祉士が生活相談員として認めている県もある。	（1）社会福祉法第19条第1項各号に該当する者。 ①社会福祉士 ②精神保健福祉士 ③社会福祉主事任用資格を有する者 （2）社会福祉主事は同等以上の能力を有すると認められる者。	（既に福岡市が行っている内容を要綱等の運用で対応する） 県は要綱で定めており、福岡市でも要綱等で対応する。なお、具体的な社会福祉主事又は同等以上の能力を有すると認められる者の範囲について、県下同一の基準が望ましいため、県や北九州市と協議の上、検討し定める。
2	施設系サービス 居住系サービス 短期入所	—	（施設が準備すべき用品） 歯ブラシやおむつ代など、介護報酬の範囲に含まれるものと自己負担になるものを明示することを検討。	規定なし （国の解釈通知等に記載されている。）	（既に福岡市が行っている内容を要綱等の運用で対応する） 国の解釈通知等で例示列挙等の形で示されており、福岡市でも同様に通知やホームページ等で解釈を示す方向で検討する。
3	施設系サービス 短期入所	参酌すべき基準	（定員の遵守） やむを得ない事情の明確化を検討。	入所定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	やむを得ない事情については、個別具体的に判断する必要があるため、今後検討し、必要があれば要綱等の運用の中で対応する。
4	施設系サービス 居住系サービス 養護老人ホーム 軽費老人ホーム 短期入所	参酌すべき基準	（非常災害対策） 備蓄用の非常食、飲用水、日用品等の確保など、非常時の対応の追加を検討。	非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。	備蓄用の非常食等の物資の確保については、事業者の費用負担も発生するため、一律に条例等に規定せず、非常災害に対する具体的計画の中で定めるよう、努力義務として要綱等にて対応することを検討する。 なお、現在は、平成24年3月に福岡県が作成した「防災計画策定マニュアル」において示された（物資の備蓄等の）考え方を活用している。
5	全般	参酌すべき基準	（広告） 広告してよい範囲と方法の明確化を検討。	内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。	広告の内容が虚偽又は誇大なものである場合には、苦情相談や実地指導において対応しており、個別に判断する必要があるため、今後運用の中で対応を検討する。
6	全般	参酌すべき基準	（苦情処理） 苦情を処理するために講じる処置の概要の追加を検討。	苦情を受け付ける窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。	（既に福岡市が行っている内容を要綱等の運用で対応する） 苦情を処理するために必要な措置は、国の解釈通知で示されており、福岡市でも同様に、要綱等において解釈を示す方向で検討する。
7	地域密着型サービス	—	（地域との連携） 市側から日常生活圏域内にある介護事業所が集まる機会を設けることを検討。	規定なし	地域の介護事業所の連携については、今後地域包括ケアシステムを構築する中で検討する。
8	施設系サービス 養護老人ホーム 軽費老人ホーム グループホーム	—	（市町村への空床状況の報告） 施設系サービス事業者は、毎月末に市に空床状況をメール等で報告し、その情報を市はホームページに掲載することを検討。	規定なし	入所希望者へのサービス向上の観点から、今後の運用の中で対応を検討する。
9	特別養護老人ホーム （介護老人福祉施設）	—	（社会福祉法人減免） 社会福祉法人減免の実施について規定の追加を検討。	規定なし	（既に福岡市が行っている内容を要綱等の運用で対応する） 社会福祉法人減免の実施は、事業者の費用負担も一定程度あり、一律に規定することは適当でない。なお、新規開設事業者については、平成23年度から当該項目を公募要件に付しており、今後も同様な要件を付して対応していく予定である。
10	特別養護老人ホーム （介護老人福祉施設）	—	（福祉避難所の設置） 福祉避難所の設置について規定の追加を検討。	規定なし	（既に福岡市が行っている内容を要綱等の運用で対応する） 福祉避難所の設置は利用者の処遇に直接関わらないことから、一律に規定を定めることは適当でない。なお、新規開設事業者については、平成24年度から当該項目を公募要件に付しており、今後も同様な要件を付して対応していく予定である。

用語解説

参考資料③

サービスの種類	説 明
特別養護老人ホーム ※老人福祉法 (介護保険法上の指定を受けているものを介護老人福祉施設という。)	常時介護が必要で居宅での生活が困難な要介護者について、介護等の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う。
介護老人保健施設	状態が安定している要介護者について、在宅復帰ができるように看護、医学的管理下における介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行う。
介護療養型医療施設	長期の療養を必要とする要介護者について、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護等の世話及び機能訓練、その他必要な医療を行う。
訪問介護 (ホームヘルプサービス)	訪問介護員(ホームヘルパー)等が居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、その他調理・洗濯・掃除等の日常生活上の世話を行う。
訪問入浴介護	介護職員と看護師が居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行う。
訪問看護	通院が困難な利用者へ、医師の指示に基づき、看護師等が居宅を訪問して療養上の世話または必要な診療の補助を行う。
訪問リハビリテーション	通院が困難な利用者へ、医師の指示に基づき、理学療法士・作業療法士等が居宅を訪問し、理学療法・作業療法その他必要なりハビリテーションを行う。
居宅療養管理指導	通院が困難な利用者へ、医師・歯科医師・看護師・薬剤師・管理栄養士・歯科衛生士等が居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行う。
通所介護 (デイサービス)	デイサービスセンター等で、入浴・食事の提供等日常生活上の世話や、生活機能の維持・改善のための支援を日帰りで行う。
通所リハビリテーション (デイケア)	介護老人保健施設・病院・診療所で、食事・入浴等の日常生活上の世話や生活機能の維持・改善のためのリハビリテーションを日帰りで行う。
短期入所生活介護 (ショートステイ)	介護老人福祉施設等で短期入所し、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の支援、機能訓練を行う。
短期入所療養介護 (ショートステイ)	介護老人保健施設・介護療養型医療施設で短期入所し、看護、医学的管理の下に介護、機能訓練その他必要な医療、日常生活上の世話を行う。
特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム、ケアハウス等の特定施設(定員が30人以上)に入居している高齢者について、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行う。

サービス種類	説 明
福祉用具貸与	日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸与（レンタル）する。（車椅子，特殊寝台，床ずれ防止用具，歩行器，移動用リフト等）
特定福祉用具販売 （福祉用具購入費の支給）	入浴（シャワーチェアー・すのこ等），排泄（腰掛け便座等）等に使用する福祉用具を購入した場合にその費用の9割（年間10万円まで）を支給する。
定期巡回・随時対応型訪問 介護看護	日中・夜間を通じて，訪問介護と訪問看護が連携しながら定期的な巡回と随時の通報により居宅を訪問し，入浴・排せつ・食事等の介護や日常生活上の緊急時の対応等行う。
夜間対応型訪問介護	夜間に，定期的な巡回訪問または利用者からの通報を受け，利用者の居宅で，入浴，排せつ，食事の提供等日常生活上の世話を行う。
認知症対応型通所介護 （認知症対応型デイサービス）	認知症の人を対象に，デイサービスセンター等で，日帰りで入浴・食事の提供等日常生活上の世話や機能訓練を行う。
小規模多機能型居宅介護	「通い」を中心に「訪問」「宿泊」のサービスを組み合わせ，入浴，排せつ，食事等の介護，その他日常生活上の世話や機能訓練を行う。
認知症対応型共同生活介護 （グループホーム）	認知症の人を対象に，家庭的な雰囲気の中での共同生活（5～9人）を通じ，入浴，排せつ，食事等の日常生活上の世話を行う。
地域密着型特定施設入居者 生活介護	介護専用型の有料老人ホーム，ケアハウス等の特定施設（定員が29人以下）に入居している要介護者について，入浴，排せつ，食事等の介護，その他日常生活上の世話，機能訓練及び療養上の世話を行う。
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	定員が29人以下の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入所する，常時介護が必要で居宅での生活が困難な人について，介護等の日常生活上の世話，機能訓練，健康管理及び療養上の世話を行う。
複合型サービス	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせることにより，通所・訪問・短期間の宿泊で介護や医療・看護のケアを提供する。
居宅介護支援	居宅サービス等を適切に利用できるよう，サービスの種類，内容等を定めた居宅サービス計画（ケアプラン）を作成するとともに，サービス事業者等と連絡調整その他の便宜を行う。
介護予防支援	地域包括支援センターにおいて，介護予防サービス等を適切に利用できるよう，サービスの種類，内容等を定めた介護予防サービス計画（介護予防ケアプラン）を作成するとともに，サービス事業者等と連絡調整その他の便宜を行う。

福岡市 保健福祉局 高齢者・障がい者部 高齢者施設支援課

指定更新係 市民意見募集担当 宛 (TEL:092-711-4257)

■郵送:〒810-8620 (住所不要)

■FAX :092-726-3328

■Eメール: shiteikoushin@city.fukuoka.lg.jp

平成24年10月19日(金)

必 着

介護サービス事業等の基準等に関する 福岡市独自基準へのご意見提出用紙

住所(必須) 〒 -

氏名(必須)

電話番号

<内 容> ※ご意見の内容にあてはまるものにチェックしてください。

☐全般

☐福岡市独自基準案(資料2)の () ←該当の番号を記入してください。

☐福岡市独自基準案(資料2)以外(ご意見がある場合は次の内訳の中で該当するものにもチェックをしてください。)

(内訳)

☐施設サービスの人員・設備・運営に関する基準(特別養護老人ホーム・指定介護老人福祉施設・介護老人保健施設・指定介護療養型医療施設・養護老人ホーム・軽費老人ホーム)

☐居宅サービスの人員・設備・運営等に関する基準(指定居宅サービス・指定介護予防サービス)

☐地域密着型サービスの人員・設備・運営等に関する基準(指定地域密着型サービス・指定地域密着型介護予防サービス)

☐居宅介護支援・介護予防支援の人員・運営等に関する基準

<意見等>

<理 由> ※差し支えなければ、ご記入ください。

※いただいたご意見への対応は条例の確定時に公表する予定です。ご意見に対する個別の回答は行いませんので、予めご了承ください。

※ご意見、住所、氏名、メールアドレス等につきましては、本市個人情報保護条例に基づき、他の目的に利用・提供しないとともに厳正に管理します。

※介護サービスの報酬等の変更を伴う福岡市独自基準の設定は行いません。

介護サービス事業等の基準に関する条例制定のスケジュール（案）

平成24年11月1日現在

月		全体スケジュール	条例委任検討部会
3	条例委任案の作成	福岡市保健福祉審議会へ諮問(3月29日)	第1回意見募集 3月7日～5月1日
4		高齢者保健福祉専門分科会①	
5			条例委任検討部会②(5月21日)
6			第2回意見募集 5月22日～6月15日
7			条例委任検討部会③(7月9日)
7			条例委任検討部会④(7月17日)
8		高齢者保健福祉専門分科会②(8月7日)	
9	とりまとめ	市議会第2委員会報告 9月18日	
10		平成24年9月21日(金) ～平成24年10月19日(金) パブリック・コメントの実施	9月21日 HPに掲載 10月1日号市政だより掲載(パブコメ実施, 説明会) 市民説明会 10月2日(火), 4日(木)
11		高齢者保健福祉専門分科会③ 11月8日 (答申案の審議)	条例委任検討部会⑤ 11月1日 (パブリック・コメント意見の検討等)
11		福岡市保健福祉審議会から答申 11月15日	
12	条例制定	12月議会 (条例案の上程)	
1	周知期間	事業者等へ周知	市政だより掲載(新基準の周知) 事業所へ通知文送付
2			
3			

※平成25年4月1日条例施行